

児童手当 認定請求書・額改定届 郵送時提出物チェックリスト

- 児童手当・特例給付認定請求書 又は 額改定届
柏市 HP でダウンロードし、ご記入ください。
- 受給者、配偶者の個人番号（マイナンバー）が分かるものの
写し
- 手続きされる方の本人確認書類の写し
- 海外からの転入で厚生年金、私立学校教職員共済年金などに
加入の方は、受給者の健康保険証（または年金加入証明書）
- 子ども医療費助成申請書
柏市 HP でダウンロードし、ご記入ください。
- お子様全員分の健康保険証（表面）の写し

※申請状況により、追加で提出書類をご依頼する可能性がございますので、ご了承ください。

※児童手当は、申請した翌月分から支給対象となります。ただし、月末に転入・出産したなどで、転入・出生した月に申請にいただけない場合は、転入した日、子どもの出生した日の翌日から 15 日以内に申請いただければ、申請した月から支給ができます。

（例：4 月 25 日出生→5 月 10 日窓口申請の場合は 5 月から支給開始）

※公務員のかたは、勤務先で手続きしてください。